

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」をご利用の65歳以上の方へ 4月からさらに多様なサービスを選択できます

～介護予防・日常生活支援総合事業～

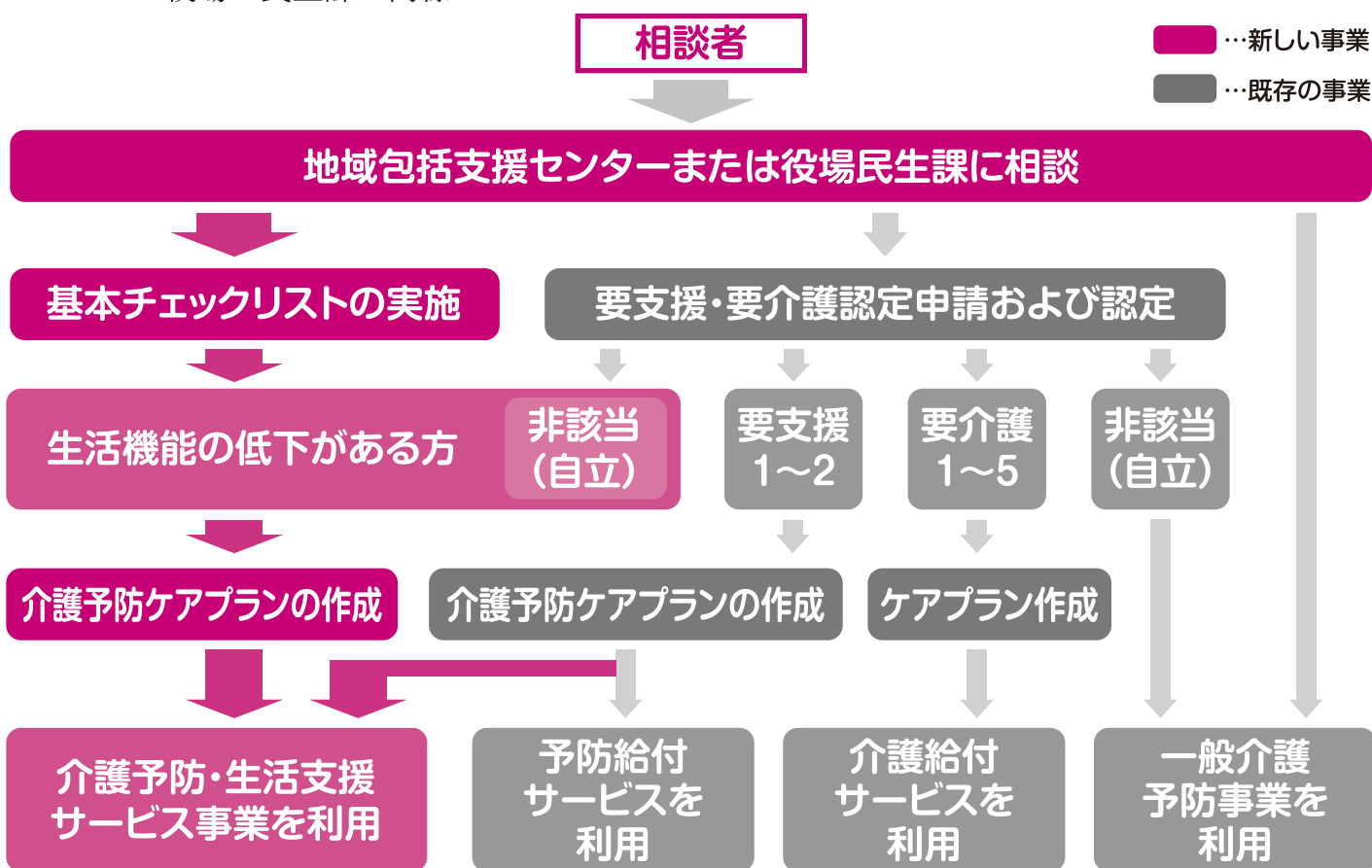
現在、要支援1・2の方が利用している「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は、4月から介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」に移行します。

この新しいサービスは、従来の人員や運営、サービス内容等の基準が緩和され、より多様なサービスを選択できます。また、チェックリストでの判定結果によっては、今までサービスを利用できなかった方でも、利用できるようになります。

要支援1・2の方やチェックリストによる判定で利用対象者となった方は新サービスを利用できるので、まずは地域包括支援センターまたは役場民生課へご相談ください。

問合せ先 地域包括支援センター ☎(442)0857

役場 民生課 内線115・158



コミュニティ(ふれあい)センターを ご活用ください

八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンターは、和室や多目的ホール、料理実習室などの部屋があり、町民であれば、誰でも利用することができます。サークル活動や話し合いの場としてぜひご利用ください。



● 公共施設
予約システム